

**平成２２年七戸町議会第２回定例会
会議録（第３号）**

平成２２年６月１１日（金） 午前１０時００分 開議

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 1 号 | 専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 2 | 報告第 1 2 号 | 専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 3 | 報告第 1 3 号 | 専決処分事項の報告について（民事裁判に係る和解について） |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第６号）） |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第７号）） |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）） |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第４号）） |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）） |
| 日程第 9 | 報告第 7 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第５号）） |
| 日程第 1 0 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）） |
| 日程第 1 1 | 報告第 9 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）） |
| 日程第 1 2 | 報告第 1 0 号 | 専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町水道事業会計補正予算（第５号）） |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 7 号 | 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 8 号 | 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 9 号 | 七戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 0 号 | 七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例 |

について

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 7 | 議案第 5 1 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 2 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 3 号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 9 号 | 平成 2 2 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 4 0 号 | 平成 2 2 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 2 | 議案第 4 1 号 | 平成 2 2 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 3 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 2 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 4 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 2 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 5 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 2 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 2 年七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 7 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 2 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 8 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 2 9 | 報告第 1 4 号 | 平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 0 | 報告第 1 5 号 | 平成 2 1 年度七戸町土地開発公社収支決算の報告について |
| 日程第 3 1 | 陳情第 3 号 | 小川原湖流域からの負荷（栄養塩）軽減対策等の促進に関する陳情書 |
| 日程第 3 2 | 陳情第 4 号 | 「後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書 |
| 日程第 3 3 | 陳情第 5 号 | アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する陳情書 |
| 日程第 3 4 | 発議第 3 号 | アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する意見書（案）の提出について |
| 日程第 3 5 | 陳情第 6 号 | りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める陳情書 |
| 日程第 3 6 | 発議第 4 号 | りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書（案）の提出について |
| 日程第 3 7 | | 議員派遣の件 |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 1 号 | 専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 2 | 報告第 1 2 号 | 専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 3 | 報告第 1 3 号 | 専決処分事項の報告について（民事裁判に係る和解について） |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 6 号）） |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 7 号）） |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 9 | 報告第 7 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 1 0 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 1 1 | 報告第 9 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 日程第 1 2 | 報告第 1 0 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 7 号 | 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 8 号 | 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 9 号 | 七戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 0 号 | 七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 1 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 2 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 3 号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減 |

少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第20 議案第39号 平成22年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第40号 平成22年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第41号 平成22年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第42号 平成22年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第43号 平成22年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第44号 平成22年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第45号 平成22年七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第46号 平成22年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 報告第14号 平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第15号 平成21年度七戸町土地開発公社収支決算の報告について
- 日程第31 陳情第3号 小川原湖流域からの負荷（栄養塩）軽減対策等の促進に関する陳情書
- 日程第32 陳情第4号 「後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第33 陳情第5号 アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する陳情書
- 日程第34 発議第3号 アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第35 陳情第6号 りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める陳情書
- 日程第36 発議第4号 りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書（案）の提出について
- 日程第37 議員派遣の件

○応招議員（17名）

- | | | | | | |
|----|-----|---------|-----|-----|----------|
| 議長 | 18番 | 田中 正樹 君 | 副議長 | 17番 | 工藤 耕一 君 |
| | 1番 | 附田 俊仁 君 | | 2番 | 佐々木 寿夫 君 |
| | 3番 | 天間 章八 君 | | 4番 | 瀬川 左一 君 |

5 番 盛 田 恵津子 君
 7 番 田 嶋 輝 雄 君
 9 番 天 間 清太郎 君
 1 2 番 松 本 祐 一 君
 1 4 番 田 島 政 義 君
 1 6 番 白 石 洋 君

6 番 田 嶋 弘 一 君
 8 番 三 上 正 二 君
 1 0 番 原 子 孝 君
 1 3 番 二ツ森 圭 吉 君
 1 5 番 中 村 正 彦 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 小 又 勉 君	副 町 長 大 平 均 君
総 務 課 長 似 鳥 和 彦 君	支 所 長 米 澤 秀 一 君 (兼支所庶務課長)
企画財政課長 楠 章 君	税 務 課 長 花 松 了 覚 君
町 民 課 長 澤 田 康 曜 君	社会生活課長 森 田 耕 一 君
健康福祉課長 田 中 順 一 君	会 計 課 長 天 間 勤 君
農 林 課 長 神 山 俊 男 君	新幹線建設対策課長 八 嶋 亮 君
建 設 課 長 米 田 春 彦 君	商工観光課長 米内山 敬 司 君
上下水道課長 天 間 一 二 君	城南児童館長 向中野 良 一 君
教 育 委 員 長 中 村 公 一 君	教 育 長 倉 本 貢 君
学 務 課 長 附 田 繁 志 君	生涯学習課長 鳥谷部 宏 君
スポーツ振興課長 小 原 信 明 君	中央公民館長 二ツ森 政 人 君
南 公 民 館 長 櫻 田 明 君 (兼中央図書館長)	農業委員会会長 佐 藤 午之助 君
農業委員会事務局長 木 村 正 光 君	代表監査委員 野 田 幸 子 君
代表監査委員会事務局長 佐 野 尚 君	選挙管理委員会委員長 松 下 喜 一 君
選挙管理委員会事務局長 澤 田 康 曜 君	

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 佐 野 尚 君 事 務 局 次 長 築 田 政 光 君

○会議録署名議員

1 5 番 中 村 正 彦 君 1 6 番 白 石 洋 君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は１７名で、定足数に達しております。
したがって、平成２２年第２回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。
これより、６月１０日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
議案審議に入る前に、いろいろな町のほうで議員全員の写真を使いたいということで、
暫時休憩して写真を撮りたいと思いますので、御協力願います。
暫時休憩します。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０４分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。
これより、議案審議に入ります。

○日程第１ 報告第１１号

○議長（田中正樹君） 日程第１ 報告第１号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第１１号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第３ 報告第１２号

○議長（田中正樹君） 日程第３ 報告第１２号専決処分事項の報告について（七戸町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） ちょっと伺います。

この条例の改正によって、ずっと読んでいくと負担の限度額が上がるというふうに考えていいですか。どれくらい上がるか、あるいは対象者はどれくらいになるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町民課長。

○町民課長（澤田康曜君） お答えします。

この条例の一部改正の件ですけれども、改正の内容に関しましては基礎課税額医療分ですけれども、47 万円から50 万円に3 万円のプラス、それと後期高齢者支援分12 万円から13 万円に1 万円のプラスの増ということになっております。

ちなみに、平成21 年度の課税状況でいきますと、21 年度ということですのでおおむね医療に関しましては95 世帯、あと後期高齢者支援分に関しましては19 世帯と想定しておりますけれども、22 年度に関してはこれからの課税内容ということですので、それは今後の状況になるということになります。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 世帯の数はそんなに多くないのですが、医療費が上がるということで問題を感じますが、改正の23 条の2では、きのうリストラ合理化の方に対して100 分の30で計算していくというふうな、そして減額するという規定も盛り込まれています。したがって、意見になりますが、この条例には賛成したいと思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第12 号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第13号

○議長（田中正樹君） 日程第3 報告第13号専決処分事項の報告について（民事裁判に係る和解について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） これは町が被告になって訴えられている裁判で、和解が成立したということですが、町がどのような被告になっているのか、裁判の簡単なてんまつを教えてくださいたいと思います。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えします。

この民事裁判の中身ですけれども、平成17年の農地災害復旧工事におきまして、原告所有の土地に急斜面が形成されて、土地が崩落する危険が生じているという内容で、壁の設置工事を求めるそのような状態になったのは、町の監督使途に過失があるものと。よって、損害賠償として測量費用、弁護士費用等々で、271万5,047円の損害賠償を求められて、裁判に町が被告となった事件であります。

それで、今回のこの和解の内容といいますか、それは2番の和解内容解決金の額ということで、(1)から(7)まで示されておりますけれども、和解金として25万円、そして修繕工事、これを実施すること。そして訴訟費用につきましては各自の負担とするというのが要点でございます。それで、町ではこれは22年の2月24日に青森地方裁判所で和解が成立しております。その和解金25万円につきましては、解決金10万円、それから法面の芝張りの未実施分15万円ということで、25万円の主な内訳ですけれども、これは22年3月31日までに支払うこと。そして維持工事、これは流末排水溝とか、しゅんせつ工事、ヒューム管の加工設置とか、そういう部分でございまして、これは4月30日までに工事を終えることという内容でございます。

そして、次の予算報告の予算の専決とも関連しますけれども、和解金の25万円は22年3月26日に支払いを終えております。それ維持修繕工事ですけれども、これは4月30日までに完了をすることという和解内容でありまして、工事のほうは22年3月25日に終えております。工事金額は26万2,500円であります。

そして、(7)の訴訟費用は各自の負担とするということで、町の訴訟費用、弁護士費用になりますけれども、これは40万5,080円ということで、22年の3月26日に支払いを終えております。

この弁護士費用の算出につきましては、300万円までは16%で、300万円を超える場合は、超えた分に対して今度300万円から3,000万円につきましては10%、

その積み重ねで弁護士費用というのが支払われるというのが一般的といいますか、そういうふうな中身になっているそうであります。それに今度郵便料とかの実費を加えた額ということで、40万5,080円となっております。いずれも4月23日の維持修繕工事の支払い、そういう以前の完成の3月25日ということで済ませている状況であります。

以上です。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（原子 孝君） 町長にお尋ねします。

今後ともこういう事件が起こらないとは限らないと思います。そこで、例えばこれから落札した業者がこういったミスを犯したとか、それを行政が全部負担していくとなればこれは大変な問題ですから、今後の対応策としてこの落札した業者と契約を交わすに当たって、どのような条項を設けてこれから対策を練っていくつもりなのか、その辺、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

瑕疵の条項というのがあるということでありまして、当然業者のいわゆる間違いといいますか、不手際とか、そういったものについては適応すると。今の場合、ずっと私も聞いてきました。いわゆる町側の現場の引き渡しといいますか、落札した業者に対して、そのやりとりの中での若干の不備というのもあったような気がいたします。双方やはりきちっと打ち合わせができていない部分もあったということでもあります。それから、当初は何回か業者も自分の責任でやるということで、協議もいたしましたが、なかなかその辺は折り合いがつかなかったと、こういうこともありまして、結果的な訴訟ということになりました。

実はこの前にも1回、私も現場へ行って、その方と一緒にこうやりますよということでの1回そういった合意も実はあったわけでありましてけれども、それもなかなか時間がたつと、また元に戻るという状況もありました。それで最後は、実はこの施行した業者が廃業しておりまして、今の場合はもう町でこういう負担というのでやったということでもあります。

これからについても当然起こり得ることですので、今回を十分反省をして、例えばその条項とか、そういったものも新たに検討してみたいと。単なるその瑕疵条項というだけでなく、もうちょっと踏み込んだ検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号専決処分事項の報告について（民事裁判に係る和解について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第2号

○議長（田中正樹君） 日程第4 報告第2号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 報告第3号

○議長（田中正樹君） 日程第5 報告第3号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

12ページ、第1款第1項町民税から、15ページ、第12款2項手数料まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、15ページ、第13款第2項国庫補助金から、17ページ、第14款第3項委託金まで発言を許します。

16番。

○16番（白石 洋君） 15ページの民生費の補助の中で、新型インフルエンザのワクチンのことで1,300万円ばかり減額になっているのですが、これはこういった形の中で減額になっておったのでしょうか。そしてまた、インフルエンザと新型インフルエンザの混同というのですか、お年寄りの方々の特にそういったことで、今まであれしていたインフルエンザについては500円で注射をしていただくと。そしてまた新型インフルエンザもはやったものですから、こういったことで計上したのですが、このときに対するPRの仕方というのですか、そういったこと等もあつてのこういった減額的な措置をとられたのかどうかというふうなことお伺いしたいと思います。

それから、その下の14款の妊婦の健康診査の特別対策事業のほうの交付金が146万3,000円ばかりも減額されているのですが、ある程度予測しながら予算というのは計上していくわけですが、そういうふうなことの事業があるにもかかわらず、やっぱりこういったことで減額されているというのは、どんなことがあつてこういう減額の対象となったのかをお知らせください。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、お答えを申し上げます。

16ページの1点目の14款2項2目の新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業費が1,300万円減額の件ですけれども、これにつきましては、昨年10月23日、議会の全員協議会を開催いたしまして、新型インフルエンザが世界的に流行ということで、国のほうで国2分の1、県4分の1の4分の3補助でもって実施するというところで、専決処分において歳入については1,500万円、それから歳出につきましては4,500万円ほど予算計上させていただきましたが、その後のインフルエンザの接種状況が接種の回数が当初2回であったのが1回になったとか、それから接種の時期が、例えば小学校とか中学生とか高校生というふうに区切られてやったことによって、接種時期がずれたことによって、接種者の数が当初の状況で80%ぐらい見込んであったのですけれども、それが実質延べ接種人員で大体30%ぐらいしか実施になっていませんでした。その結果、当初見込んでいたよりも大分減ったことによって、それによって補助金のほうも極端に減ったということで、この1,300万円の減ということになりました。

ちなみに、当初1万4,400人ほど、接種者80%で見込んであったのですが、実際的には、はっきりとした数字はもう一度検証いたしますが、約大体4,000人ちょっとぐらいの人員しか接種しなかったという現状でございます。そのために1,300万円ほどの国庫補助の減額ということでございます。

それから、もう1点、妊婦の健康診査の交付金が146万円ほど減額になってございすけれども、これにつきましては、国2分の1補助で、年14回ということで助成してい

るわけなのですけれども、いわゆる妊婦の健康診査について大体前年度の事業から割り出して、21年度もそれぐらいの数値になるのではないかとということで計上させていただきましたが、いかんせん、妊婦さんの数がやっぱりその年によって上下があるものですから、なかなか私どもとしてもそれを把握することができないものですから、最大値でもって試算してございますので、例えば22年度においては21年度よりもふえて、この補助金がまたふえるという可能性もありますので、なかなかこれ見通しがつかないものがございますので、最大値で見込んであったのが妊娠する方が少ないということで減額になったものがございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に17ページ、第15款第1項財産運用収入から、20ページ、第20款第1項町債まで発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたい、19ページの雑収の中の七戸町雇用創造協議会返還金450万円とありますけれども、これだけ教えてもらえますか。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） 前にもお話ししたかとは思いましたが、いわゆる今回の事業そのもの100%国庫補助でございます。その国庫補助が事業始まるときにまだ入ってませんものですから、事業を開始するに当たりまして町からその費用をお借りして、国庫補助が入った時点で町のほうにお返ししたという経緯でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

8番。

○8番（三上正二君） わかりました。

ちなみに、この多分これ盛喜ビルの中に入っている事業だと思うのですけれども、今現在の状況と、それから今後それをどういうふうに結びつけた、できればお知らせ願えば、わかりますか。（「協議会の事業の中身ということですか。」と呼ぶ者あり）中身と、それからそれが私もちょっと出席させてもらっているのですけれども、つくるのはつくのですけれども、何かせつかくこの新幹線の駅前開発とか、そういう形がありながら、その販売のほう、つくるところまでいっているのですけれども、何かその先が見えないような気がするのです、その辺の絡みを言ってもらえれば。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） 三上議員にもいろいろな面で御協力をいただいているところでございますが、この事業の中、実現事業二つございまして、いわゆる観光のサイトといいますか、そういうものに関する部分と、あとおみやげ品、または弁当とか、そういう特産品に関する事業を二つ行っているところでございます。

観光のサイトのほうは、それなりに企画等とも協力しながら進めているところでございますが、もう一つ肝心のいわゆるおみやげ品といいますか、特産品の開発につきましては、昨年の１０月から進めさせていただいているところでございます。現在、昨年度二十数品目いろいろつくって、例えば長芋のスープとか、あと七戸にちなんだ弁当ですか、そういうものをいろいろつくり上げ、その都度品評会といいますか各商工会、農協さんとか、加工団体の方、あと飲食店の方とか、いろいろな方にお集まりをいただいて試食しながら進めてきているところでございました。

ただ、プロの方のアドバイスも受け手はおりますけれども、なかなか思うようにできていかないというのが２１年度の状況でございました。ただ、今年度につきましては、町内の飲食店の本当のプロの方にも入っていただきまして、一緒につくり上げると。今までは推進員２名おりましたけれども、その方たちがつくったものを品評してもらっておりましてけれども、ことしは実際に店をやっているレストランなり飲食店をやっている方にも入っていただいて、つくり上げていくというような方向に、今回転換といいますか、少しもう一歩進めた形で進めております。

先日、２１年度の第１回検証といいますか、そういう意味で五、六品選んで検証していただきましたけれども、商品に近いものもあるというようなことで、また再度それを進めながら、これから第１回目のその業者の方が入った商品を今これからつくり上げて、６月中にまた一度品評会をしたいということで考えていました。それがうまく進んでいきますと、今後例えばでき上がった商品を東京とか、いわゆる首都圏などに持っていまして、商談会とかそういうところにお持ちして、味見をしてもらうとか、いろいろそういうものを考えて今進めているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても非常に難しいのではございますが、何とか１２月の開業までには１品でも２品でも商品というふうな形でつくり上げていきたいということで、頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君）　８番。

○８番（三上正二君）　そのとおりだと思います。頑張っていることは確かに頑張っていて、ただ、考えたのを例えば東京の商談会なんかに行くのはいいのですけれども、彼女ら、あそこでは商品の開発とかそういう試作とか、そこまでいいのですけれども、では実際それを商談会に行って、ではつくりますと、いや、これが気に入りました。ではどうかこれをうちのほうに供給してくださいというときに、その販売網と、それから行ける形というのはまだ何か若干弱いような気がするのですけれども、その辺のところもあわせて検討していただきたいと要望しておきます。答弁は要りません。

○議長（田中正樹君）　ほかには、１２番。

○１２番（松本祐一君）　２０ページの２０款町債の中の七戸町新駅周辺土地地区画整理事業、あるいは新駅周辺地区まちづくり交付事業で２，１００万円の減額と、トータルで１，３３０万円の減額ですが、関連でお願いします。駅周辺ですから、イオンのことなのです

けれども、今やはり関心事は12月4日に向けての開業でカウントダウンのイベントをやったり、17日はA5型が入ってきたり、すごい関心を持ってきております。その一方、また駅前に出店を予想されているイオンのこともまた町民の関心事なのですよね。だから、あえて私ここで公の場で聞いておきたいなと、そのように思います。

これは大店立地法を県に申請した段階で、100%出店するのだというのが言われております。それが県のあれがいつごろになるのか、わかっている範囲でお知らせいただければなと。また、地権者との契約ですが、本契約結んでいるとおっしゃっております。ただどのくらいのパーセンテージで契約が結ばれているのか、できる範囲内でお知らせいただければ幸いです。

そしてまた、3月議会的时候、私も質問したかどうかわからなかったのですが、田島政義議員さんが質問したと思うのですけれども、そういうふうに決まり次第、イオンの本部のほうから来て議会で説明するのだということもおっしゃっておりました。それはどの時点になるのか、お知らせいただければなと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 答えいたします。

立地というか出店についてはほぼ確定ということでありまして。そして、今、地権者といわゆるその契約の関係で若干時間がかかっている部分があるということでありました。当初は今ごろはもう本契約で金の支払いがあつて、そして工事に入るということでありましたが、ずれて8月に入って予約契約と本契約を一緒にやってしまうということで、先日実は開発の担当の部長さんがおいでになって、そういう説明をしておりました。

我々も開業までの開店ということで、時間的に非常に間に合うのかと、そういう実は心配もしておりますが、イオン側から言わせれば、最善を尽くしたいという話がありましたが、いわゆる立地にかかわるその申請の業務、前もっての事前のいろいろな協議というのは、イオンの担当者が県庁へ出向いてやっているということでありまして。非常に時間的に厳しくなっているというふうには私は思っておりまして、そういった心配も実は言っておりました。

確かに一区切りついた時点で、当然説明をするというお話もありましたが、その辺も実は申し入れもしております。契約がすべて終わった時点、そういったタイミングがいいのかなというふうには思っておりますけれども、実はその辺は先日来たときに議長にお会いしておまして、議長ともいろいろお話し合いしているみたいでありますので、その辺もこれから協議をしながら、そういった対応は進めていきたいと思っております。どうも非常に時間的なそれは私も今心配している時期にあります。

○議長（田中正樹君） 12番。

○12番（松本祐一君） 町長さんから、今、立地するのだということを聞きまして、安心しました。それで、隣にいた故川村三十三議員さんも、逆工法でいけば12月4日オープン、仮にしたとすれば、開店に向けて逆工法からいけば時間的に明らかに間に合わない

のではないかと心配されておりますが、その点は開業から１２月４日以降にオープンだということもなり得るのだということを含んで、我々は考えておいてよろしいのでしょうか。

それともう１点、駅周辺整備に、この前広報に載ってましたけれども、建設業界さんが幾らか浄財寄附がありました。そういうことで、その寄附のことで商工会側でも検討したのですが、厳しいリーマンショック以降の経済状況の中で、寄附のあれはできなかったのですけれども、そういう建設業界さんがたしか百数十万円の寄附とか、そういう感じで駅周辺整備事業に対して、そういう浄財寄附金というのが篤志家から集まっているのでしょうか。

それともう１点、青森銀行七戸支店の政友会、みちのく銀行七戸支店のグリーンクラブ、そして七戸ロータリークラブの３団体が時計と新幹線駅前のロータリーのところに、３団体が３１５万円で寄附をするのだと、そして基礎とか取付工事は町側でやってくざると、そういう話ですが、これはいつごろに設置工事して終わるのか、その後の恐らく除幕式等なりも考えなければならないかと思うのですよ。そういうことがありますので、その２点、３点、お願いいたします。

○議長（田中正樹君） まず、町長。

○町長（小又 勉君） 出店の時期ということでありまして、実はそういった土地関係の契約がちょっと足踏みしたという経緯があつていたみたいであります。相当最初からも開業時点での開店というのは、もう向こうも言っていましたし、我々も当然それを前提にいろいろ進めてきましたので、いかんせんお金を払わないと人の土地に手をつけるわけにいかないと。ですから、どうも今現在のスケジュールからしても、開業時点の開店はこれはもうちょっと無理かなというふうに私は感じは持っていますが、イオン側では最善を尽くしたいというお話はしておりました。その辺は県も実は心配して、そういったお話もしているようであります、特に知事が。

その上で、これからもそういった点などの最善は尽くしていきたいと思いますが、ちょっとずれるかもしれないという認識は私は持っております。

あと寄附の関係については、担当課長から説明させます。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

政友会さん、青銀さん、みち銀さん、それからロータリーさんの寄附のことですが、７月の中で製品自体を納入できるような見通しということの内々の打ち合わせをさせていただいてまして、その後の詳細の建設等の設置については、さらにまた詰めるということで、その物事を進めている状況でございます。

大変失礼いたしました。

工事着手につきましては、その辺のうちのほうの駅前広場のことの他の工事の関連もございまして、できるだけ早い時期に設置して完了したいとは思っておりますが、その辺

はちょっと今後詰めたいと思っております。

建設業協会以外の寄附につきましては、今のところないというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 大変本筋の予算から外れている議論を今しているかもしれませんが、せっかくの機会でありますので、私もう少し時間をいただきたいと、こう思っておりますので。

ちょっと町長の話聞き漏らした点もあると思うのですが、いわゆる農地だったところを手放したくないというふうなこともあって、いわゆる売買の成立、あるいは貸し借りの成立がちょっとおくらしているからずれ込んでいるのだというふうにも伺ったのですが、その辺あたりもう1回お願いしたいと思うことと、それから、現在見てみますと、道路をずっと駅まで歩いてみますと、駅前の右手のほうに建つことになっているところが、今なだらかに国道側にいくらかに緩やかな斜面でなっているところで、あれがいわゆる土地区画整理のあれで終わりになっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。そして、その国道の近くのほうに台形になって、たくさんの盛り土になるための土だろうと思うのですが、そういったものがあそこに盛り上がっているのですが、あれがいわゆるジャスコが来ることになる、その土が盛り土としてそこに使われることになるのかどうか、さっぱり先に進まない、私もそう思って今日まで来たわけですが、ただ、今町長その答弁したのと、また別にジャスコそのものが来ることによって国道に抜けて一方通行のような形になるようですが、その取付道路というのですか、工事用の道路というのですか、いわゆる申請する時点につきましては役場当局のほうでも事務上の応援をして、建設省の方と話し合いをして進めていくのだというふうに承ってきたわけですが、一方のほうでは確かに土地やなんかのことで云々ということもあるのですが、そっちが決まらなければその取付道路の工事も進まないと言われれば、それまでですが、何せ、今、物産館のほうを新しく舗装したところをどんどん工事車が通られると、舗装もなんもたまったものでないなというふうにも思っているところもあるのですが、その辺あたりは見通しがついているのであれば、どんどん先に進んでいいような感じがするのですが、いわゆる事務上の問題で建設省との兼ね合いで、その工事用道路というのですか、取付道路というのですか、その進捗状況は一体どのようなになっているのかというふうなことを、お伺いしたいと思います。

今、本題のこの18ページのところにも入りたいのですが、この財産収入のところは48万7,000円、これ町有地の売買の収入があるのですが、これはどこのところを売り払ったのでしょうか。

それから、17款の繰入金のことですが、財調の調整の繰入金1億2,300万円ばかり減額した形になっているのですが、この操作上のことについて、どうしてこういうふうになってきたのかなと思っていますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、19ページの諸収入のところなのですが、市町村の研修職員の受講費の助成金が24万9,000円少ない額かもしれませんが、せっかく市町村の研修の受講する機会に、これはいいです。そのことをひとつお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、土地の契約ですけれども、実は我々は直接的には入っておりません。ですから内容は詳細にはわかりませんが、同意書をいただく時点で条件面での詰めはされたということと伺っております。それが実は時間がたってみて実はちょっと変えてくれというふうな、それがあつたと。それで相当難航といいますか、いろいろなやりとりがあつたということでもあります。ですから、農地が云々というのではなくて、当初はそれを前提にしていよいよという同意をされていて、後でちょっと変わったということが真相のようであります。

実は12月4日の開業決まりまして、当然開業すると、もう一般客、あるいはまた利用者もどんどん北、南、あの大通りを通るわけでありまして、そういった時点で工事車両が歩くなってしまうのはもうだめだよと。ですから、前からとにかく間に合わせるようにやれということで、イオン側にも強く申し入れをしておりました。それがやっぱりもろもろのそういったことがあって、間に合わないというふうなどうも状況になっていると思います。

そして、これからですけれども、美術館の隣のいわゆる国道からの直接の進入路、あれが将来のイオンのみならず、できた時点で町に寄附するということであります。いわゆる町道になりますけれども、実質工事はイオンがやるということで、いわゆる工事、もし建設工事が始まった場合に、公示されればすべてあれを通ると、こっち一切通ってはだめだよということは言うております。一般客に迷惑かけると。それからせっかくつくったものを大型車両が通って壊したりと、汚したりということもありますので、あれを通ることになって、できた時点でいわゆる進入路になると。その協議は国土交通省とほぼもう終わっております、配慮というのは。町ももちろん入っております。国土交通省は一企業との協議ではなくて、当然将来町道になるのであるから町がとにかく主体的にやってくれということで、町とイオンの担当者と国土交通省の担当者と協議をして、その協議はほぼ終わって、大体了解ということになっております。

それから、あとは土地区画整理事業で今、いわゆる駅の南側の駅広の東側ですね、あれは大体設置して、ああいう状況であります、こちらのほうの工事は。ただし、あの東側の台形に盛ったところは、あれ町有地であります、あの区画から外れた部分。実はあそこに盛った土は国土交通省から依頼をされまして、七戸バイパスの残土をできれば近くにないかということで、将来の建設地であるイオンに打診をして、土があるよ、どうだということだったら、いや、そうすれば使いたいということで、あそこに一時堆積をしてはつきり契約をした時点で造成が始まればあの土でイオンが造成をするだろうというふうに思って

おりまして、一応大体そういう段取りで、土も準備もできておりますし、あとは契約して当然それに伴っての支払いがあつて、造成スタートということになると思います。そこからの建設がどうも日程的には厳しいような気がしておりますが、最低限、開業でメイン通りには迷惑をかけさせないような、そういう状況で物を進めたいというふうに思っております。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 続きまして、18ページの土地売却収入の中の町有地売却収入に対する御質問にお答えしたいと思います。

この48万7,000円ですけれども、国道4号線バイパス建設に伴いまして、追加の買収がなされまして、町有地にちょうどかかったということでの処分と、それからワンダムランド周辺に町有地があつたのですけれども、ここのところを個人の方が自分の使いたいということで、買い入れの申し入れがありまして、その処分ということで、それが入って48万7,000円の町有地売却収入ということになってございます。

続きまして、基金繰入金の財政調整基金の減額1億2,300万円ですけれども、当初予算編成の時点では、財源の調整のために3億円繰り入れをすると、取り崩しをして財源として予算編成をしてございました。その後、交付税等を普通交付税、特別交付税ともに地方が十分疲弊しているということで、交付税にそういう国の配慮をしていただいた分、伸びがございまして、この3月31日に大方もう財政の支出が見込まれないという時点で、最後の調整として取り崩しを予定していた分を戻すという処理をしております。

ちなみに、歳入のほうで交付税も増額で補正計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（小又 勉君） 誤解してもらつと困りますので、イオンの担当部長が来て、実はうちのほうのいわゆる契約時点でのその進め方といいますか、その詰めの不備といいますか不手際ということでありまして、我々よくわかりませんが、いろいろ契約というのは双方いろいろ協議してやると思いますけれども、イオン側は非常にやり方がちょっとまずかったかなというお話もしておりましたので、誤解なさいませんようにひとつ。

○12番（松本祐一君） よろしいですか。

（「関連」と呼ぶものあり）

○議長（田中正樹君） ほかに、2番。

○2番（佐々木寿夫君） イオンの側が議会に来て説明するとかということは、これはどういうふうになっているのですか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） ですから、どのタイミングがいいのかということで、検討しまして、まだそういった契約がはっきりしないという時点で、あいまいなことをお話になると

思います、今の時点では。そして、何回も確認しました、８月に本契約、いわゆるその予約契約をやって予約金を支払いをしてということでありましたが、もうすべて本契約一発でやると、もうこれぐらいずれ込んでいるということでもありますので、そうするとそれが出た時点で確定したお話がイオン側もできると思いますので、その時点でお願いしようかなというふうに思ってます、そういうお話を、向こうの実担当の部長も、それであれば確定したお話し合いができるというお話でありましたので、その辺がいいのかというふうに私思っていましたので、そのスケジュールでいきたいというふうに思ってます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に、歳出に入ります。

２１ページ、第１款第１項議会費から、２６ページ、第２款第６項監査委員費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（田中正樹君） 次に、２７ページ、第３款第１項社会福祉費から、３０ページ、第５款第１項労働諸費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（田中正樹君） 次に、３０ページ、第６款第１項農業費から、３２ページ、第７款第１項商工費までですが、ここで農業委員会からの報告、説明を受けた後、発言を許します。

初めに、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（木村正光君） 報告します。

会長の発言に関する件は、３月の定例会で１２月議会での会長発言の実行ということになったと思います。この件について４月の農業委員会総会で取り上げられましたので、その状況を報告をします。

総会提出議案の終了後に動議が提出されました。内容は１２月議会での会長発言の撤回についてを議題とするもので、採決の結果、議案として審議することが決定しました。会長は審議に入ることができませんので退席し、職務代理が議長を務め審議に入りました。

審議の経過概要は動議提案者から農業委員会で取り上げるべき問題ではないので、１２月議会での会長発言の撤回を農業委員会の決定とすることを提案しますとの提案理由の説明がありました。

その後、事務局から１２月議会と３月議会の質問と答弁の内容説明と、この件について農業委員会総会で話し合われた内容について説明を行いました。説明終了後、質疑が行われ、審議の結果、会長発言の撤回という原案どおりに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田中正樹君） 次に、農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 報告いたします。

先ほど、事務局長から報告があったとおり、4月の農業委員会総会で12月発言の件に関しまして動議が出され、議題として審議されました。審議の結果、私の発言の撤回が決定されました。

これは農業委員会総会での決定事項でありますので、私の12月議会での委員会を招集していろいろみんなと相談した上で統一見解を出すと、こういうことでありましたけれども、撤回するということで決定しました。いろいろな私の発言は撤回されたことでありますので、ここで皆様に結果的には皆様に御心配をかける結果になったということに対しては、おわびを申し上げておきます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 報告説明が終わりましたので、発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 委員会で協議され、それでも12月から半年たってますよね、それはそれとして。では、あなたがその発言したのは委員会では撤回してくださいと、要するに委員会としては扱わないと。では、あなたそのものが撤回したことで、あなたの責任はどう感じていますか、責任をどうとるのですか、言ったことに対する責任は。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 簡単に即答するならば、私の不勉強、錯誤というところに原因があったのでなかろうかと反省しているところでございます。

以上。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長、責任をとるか、とらないかと言ってますから、その点をどちらかで答弁してください。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 責任をとるとかとらないとかという問題まで発生すると私は思っておりませんで、いわゆる1月までの総会まではこれでよしということでやってきたわけですので、たまたま2月の9日の県内の事務局長会議等でいろいろ相談なされたということで、その結果が2月からは特に国、県の指導もあり、議事録にも残すとか、いろいろなことがありまして、そのとおりの指導に従ってきたということで、その時々々の指導によって行ってきたという考え方でおりますので、責任をとるとかとらないとかというところまでは私は考えておりません。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） ちょっと会長混乱しているようですがけれども、1月とかそういうことではないですよ、今、あなたが言ってることは12月の時点の話なのですよ、1月ではないですよ、誤解のないように。きのうの一般質問とは違うのですよ。12月にあなたが発言して、私はこうこうやりましたと。自分は確かにこの情報を漏らしましたという議会でも認めています。では、それについて関係者の言うことは、うんと下りあるでしょう、その件のことなのですよ。

それについては、3月議会までにやりましたのはそれは報告なさらないで、今議会まで

ずれ込んでいますのですよ。だから、それが今の4月の農業委員会の総会では、それは会長が撤回してくださいと、撤回を求めまして委員会で決まったのでしょうか。でも、あなた12月議会のときのあなたはこういうふうにして議会に対して約束したこともあるのですし、また自分が情報というのですか、そういうふうのを発言したと、言いましたという議会で認めてるのですよ。それに対する責任はどうとるのですかと伺いしているのですよ。わかりますか。わかりますか。わかりますか。では、御答弁ください。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 責任をとりますか、わかりますかということは、話というのは聞き方もあり、話し方もあるだろうが、要するに、こういうことでございましょうか。12月の発言までは取り消しするということになったわけですよ。しかも先ほど申し上げましたが、私の不勉強と錯誤によっていろいろな方々と相談して報告申し上げますと、こういうことでありましたけれども、このことについては、県の指導の結果、いくら会長といえども、その権限はないのだということで延び延びになってきたということでもあります。だから、その責任というのは12月にしゃべったものの責任ということですか。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 今、会長さんと三上議員が話ししている中で、質問する側、あるいはまた質問を受ける側の話が、行き違っているような形で答弁をされたり質問をされたりしているようなこともあるものですから、時間もちょうど11時、ちょっと休憩をしていただいて、議長も間に入って別室でうまくコントロールするようなあれを設けたらいかがでしょうか。ちょっとわからなかったり、わかったりしているようなところも私たちもあるものですから、どの辺のあたりがどう議論されて、どういうふうなことになるようなことかというふうなことについては、ちょっとわかりかねるところがあるのですよ。そうするとまた変に周りもエキサイトしたりなんかすると、またとんでもない方向へ行きますものですから、できたら議長から論をとっていただいて、この辺はこういうことを聞いているのだと、こうだとか、ああだとかということをやっぱりまとめていただければ助かるのですが、どんなものですか。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

8番。

○8番（三上正二君） どうも言っていることと、理解していることがかみ合わないの、質問の同じ内容ですけれども中身変えます、中身じゃないな、中身は変えないな。

恐らく12月のことですから、半年も前のことですから、記憶にあることと、また議事

録に残っていることとあると思うのですけれども、事実のみを話しする、あなたは前のときには農業委員会、今の件は関係ないという下りも、あなたは農業委員会の会長でありながら、あなた個人が言ったことだから農業委員会は関係ないですよという認識でよろしいのですよね。うなづくだけでよろしいです。もしそうだとするならば、それについては私、委員会の会長であるけれども、個人的に話したのをあなた認めています。それについてはそれはいくら私が会長であろうとも、農業委員会の会長としての個人的に話したことだから、個人情報保護法には当たらないという、先ほちょっと休憩中のときに話しましたがけれども、それでよろしいですね。もしそうならば、農業委員会の会長、農業委員はきのうの一般質問で質問しました、いち早く情報が入手できる立場にあります。それは確かですよ。その場合において、では、それが農業委員会を離れたから別のところにどういう立場にあらうとも話ししてもいいと、それ個人情報保護法には触れることはないという認識に考えるのですよね。もし、それがそうならば、それでいいです。もしそうだとするならば、例えば私たちもそうですけれども、保護法の活用きのうも質問しましたけれども、デリケートな関係ですけれども、もしあなたが農業委員会会長と、個人だといひましても会長です、農業委員でも個人だといひましても農業委員です。それが別にほかに行ってどう話ししても大丈夫ですよと、何も関係ありませんという認識で農業委員会なりあなたが認識しているのか、もしそうでないとしたならば、いや、私は大変失礼なことをしたという形で考えるならば、それに対してはどういうふうな責任を感じているのか、それを答弁してください。これならわかるでしょう。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） どういう責任を感じているのかということの前に、若干時間がかかりますが、順を追って申し上げるとすれば、まず話の発端というのは議員各位に渡された手紙の内容から始まったわけですよ。そこで三上議員から質問を受けまして、あのときは私はたしか会長としてでなく、地主から理事長として責任持って耕作している人を見つけてくれないかと、こういう願いがされたということで、その話し合いから始まって、たまたま土地を返したとか返さないとかという話のもつれから、（発言する者あり）みな、議員の方々が中身をわからないという人が多いものですから、あえて私は申し上げていますが、そこで、確かに私はこの個人情報に触れるような、法的には触れていないけれども、ある方が私の申し上げたことを改良区の理事長をやりながら、委員会の会長までやっている人が個人情報を漏らしているのかと、こういうふうな話が広がりまして、それが皆さんに手紙として渡ったといういきさつであります。

しかも、これ残念なことには、これは本人が書いたのではないという情報も入っていますが、どこからどこまで本当だかわかりませんが、いずれにしても、私が申し上げたことが話の発端となって迷惑かけたということは感じています。しかし、個人情報の漏洩には当たらないという私は理解しています。なぜなれば、関係者同士で前の議会で申し上げたように、関係者となれば5名ばかりあるのですが、この5名の方々ときょうはこの人、明日

はこの人というふうなことを話したにしても、みなこれ関係者でありますから、個人情報
の漏洩には当たらないと、そういう私は認識していますと、こういう答弁したはずであ
ります。

しかし、きのうも一般質問を受けたりとか、こういうような状況になっていますが、ど
ういう理屈があろうとも皆さん方に手紙が渡った、そのことに対して皆さん方に多大な御
心配と御苦勞をかけたと、このことはやっぱり法的に触れるとか触れないとかは、それは
別としても、私のしゃべったところが話の発端となって手紙が広がったということに対し
ては、結果的には皆さんに迷惑かける結果になったのかなと、非常に申しわけないと、こ
う思いまして、今後は厳肅にやっぱり三上議員からも言われるように会長という立場であ
りますから、今後このようなことのないように極力努めてまいりたいと、こう思っていま
す。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 1 分

再開 午前 1 1 時 2 6 分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、32ページ、第8款1項土木管理費から、36ページ、第
9款第1項消防費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、36ページ、第10款第1項教育総務費から、42ペー
ジ、第13款第2項基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 歳入歳出全般にわたり発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 専決処分だから、多分先般七彩館のオープニングセレモニーのこ
となのですけれども、私も出席して大したものだなという感心していたのですけれども、
せっかく町長もこの形の中でもテープカットと、それからオープンの形の2段になって
やったのだと思うのですけれども、七彩館の開会オープニングは非常によかったのですけ
れども、ただ残念かな、せっかく七彩館のというか、物産館の受けるのは物産協会なので
すから、なのにそれとあそこがこれから運営するに当たって一番の大事なものは、要するに
販売する側の農家の側ですね、それとあそこを運営する人だと思うのですけれども、何か
せっかくいるのに、端々にいたので何となくJRとか新幹線絡みのほうな面になっている
みたいだなというふうに感じましたので、終わったことですから、これからはそういう形
で、特に七彩館の場合はきのうも1番議員から一般質問ありましたけれども、これからの

運営についても大変だと思しますので、そうなりとやっぱり出品している方々と、それからそこを運営している方々が離れる、それこそ力入れなければならないと思しますので、そういう配慮を今後ともしてもらいたいと思しますので。これ要望です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第4号

○議長（田中正樹君） 日程第6 報告第4号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程7 報告第5号

○議長（田中正樹君） 日程第7 報告第5号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第6号

○議長（田中正樹君） 日程第8 報告第6号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第４号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第９ 報告第７号

○議長（田中正樹君） 日程第９ 報告第７号専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第５号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第７号専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第５号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第１０ 報告第８号

○議長（田中正樹君） 日程第１０ 報告第８号専決処分事項の報告について（平成２１年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第11 報告第9号

○議長（田中正樹君） 日程第11 報告第9号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第12 報告第10号

○議長（田中正樹君） 日程第12 報告第10号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号専決処分事項の報告について（平成21年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第13 議案第47号

○議長（田中正樹君） 日程第13 議案第47号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第48号

○議長（田中正樹君） 日程第14 議案第48号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４８号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第１５ 議案第４９号

○議長（田中正樹君） 日程第１５ 議案第４９号七戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４９号七戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第１６ 議案第５０号

○議長（田中正樹君） 日程第１６ 議案第５０号七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第51号

○議長（田中正樹君） 日程第17 議案第51号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第52号

○議長（田中正樹君） 日程第18 議案第52号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５２号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第１９ 議案第５３号

○議長（田中正樹君） 日程第１９ 議案第５３号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５３号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第２０ 議案第３９号

○議長（田中正樹君） 日程第２０ 議案第３９号平成２２年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から入ります。

７ページ、第８款第２項１目特別交付金から、９ページ、第２０款１項１目総務債までを発言を許します。２０款１項１目総務費と言いましたが、総務債です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳出に入ります。

１０ページ、第１款第１項１目議会費から、１５ページ、第２款第５項２目指定統計費

まで発言を許します。

2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 13 ページ、15 目新エネルギー対策、そこに電気バス購入費 6,457 万円と、こうあるのですよね。私も新エネルギー対策費とか新エネルギービジョン策定費、こういうものについては賛成なのですが、バス 1 台六千何万円というのは、これいかにも安くはないなということで、多分これは新しい電気の施設をつけるからだなと思うのですが、その辺について御説明ください。

それからもう一つ、バスのほかにもトラックもやるということで、軽トラックですね、そのことについても説明ください。

それから、今後このバスとかこの軽トラなんかは、これ多分 1 台だと思うのですが、バスは、何台にもふやしていく予定なのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、電気バスの導入でございます。この電気バスの導入につきましては、平成 19 年度、新エネルギーの七戸町の計画を策定させていただきました。

その中で、今後の CO₂削減、低炭素社会の実現のために、町内にあるすべての新しいエネルギー、これから開発すべきエネルギーについて検討を加えるという計画を作成してございます。その後も新エネルギーのほかに省エネルギーについても今後の七戸町の取り組み方向を定めるビジョンを策定してございます。これらはすべて 10 分の 10 補助をいただきまして策定をさせていただいたところでございます。この電気バス導入事業につきましては、その計画の中でうたわれていた一つの項目でございます。

昨年度、国の補助事業 10 分の 10 補助でチャレンジ 25 の補助事業に 4 億円余の事業計画でもって補助申請をいたしましたけれども、残念ながら不採択ということになりました。私どもではこの電気バスの導入、あるいはレンタルサイクル等々、さまざまな事業を盛り込んで計画してございましたけれども、残念ながら不採択ということで、今回はその中から事業計画してございました中から、この電気バスの導入と軽トラックの導入について、軽トラックの導入については当初予算で議決をいただきまして、執行してございます。この軽トラックにつきましては、観光交流センターが完成した暁には、そこに配置をして構内のさまざまな運搬業務に、または施設環境の整備に活用したいと、こういうふうと考えてございます。

それから、小中学生を対象とした環境エネルギーの教育活動の一環としても利用したいということと、それから、町内の自動車整備工場等の業者様を対象とした今後の自動車整備、あるいは電気自動車に対応した改造等の講習会等にも利用していきたいと、こういうふうな目的を持って導入してございます。

このバスにつきましては、1 台 6,400 万円ということで大変高額になってございます。本体そのものであれば、この中型バスであれば 1,500 万円から 2,000 万円程度

で購入できると、一般的にはそういうふうに言われておりますけれども、この電気バスにつきましては、その研究者と町が共同で町の注文といいますか、要請に応じていわゆるオーダーメイドでつくるというふうなところが第1点、それから、バッテリーにやはり多額の資金を必要とするというところと、あと関連しましてモーターとか、その配線の回路、それから七戸町は積雪寒冷地帯でございますので、この開発業者等はそういうノウハウがない、実績がないということでございまして、ある程度の見込まれる予算を計上をさせていただくということで、このメーカー、私ども今相談をさせていただいております八戸工業大学、それからメーカーについては東京のほう早稲田大学等と研究開発をしてございまして、当初は8,000万円程度で研究に取り組んだということでございます。ある程度その辺が解決できる部分もあって、七戸町で今導入しようとしているのは6,400万円程度というふうなことで、大変多額な資金の投入ということでございますけれども、ただこのバスを導入して走らせるということだけではなくて、七戸町のこの環境のよさをアピールした、いわゆる七戸十和田駅開業にあわせて、そういうふうなバスを運行してアピールしたいと。

それから、そのことが我々が今眼目としております企業誘致にも、環境に配慮された意識を持っている企業にぜひとも進出をしていただきたいと、そういうふうなPRにも利用したいと。

それから、八戸工業大学と連携協定を結ばせていただきましたけれども、企業の進出の担当者からのお話ですと、やっぱり人材がないと進出はなかなか難しいというふうな御提言といいますか、お話もございました。そういう点では八戸工業大学と連携協定を結ばせていただくことによって、その辺も今後クリアしていくのではないかとということでございまして、大変多額な資金を要するのですけれども、私どもとしてはこれを業者委託で運行をさせていただきまして、コミュニティバスの一つとして、1台として町内を運行する、それから空いているときには、その運行事業者が独自に七戸十和田駅発、七戸町内をめぐって、あるいは十和田市まで運行するというふうなことの計画も今業者と詰めているところでございます。当然業者さんに委託したり、またはバスを提供するということになりますので、応分の利用料もいただくというふうなところで、協議してございます。

まだ、若干詰めの段階が残されておりますけれども、そういうふうな形で運行してまいりたいということで、現在計画してございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） 大体わかるのですが、金額が余りにも多額なものですから、これは国などの補助というのは見つけれないものでしょうか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） お答えいたします。

国の補助につきましては、先ほど御説明いたしましたように、10分の10、チャレン

ジ25の補助事業が不採択ということになりまして、今、私どもが見込めているのは県からと、それから市町村振興協会からの補助金、合わせて600万円程度です。それから特別交付税、頑張る交付金3,000万円ほどを当面の財源として見てございます。ただ、今後やはり共同参画をしていただける各種団体、事業者様からも応分の応援をしていただきたいというふうなことで、今後そういう団体とも、この前意見交換会を持たせていただきました。全国大手メーカーから自治体まで60団体、自治体に参加をいただきましたけれども、その方々とも十分協議を重ねながら、お願いをしながら、少しでも助成をしていただけるように今後行動をしてまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に16ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、19ページ、4款2項1目じん芥処理費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、19ページ、6款1項1目農業委員会費から、24ページ、第9款1項1目常備消防費まで発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 23ページの土木費、道路維持費にかかわって、今年度から七戸町ではいわゆる入札の業者の指名で、A、B、Cというランクがあるのですが、Cのランクの業者も社会保険に加入していないと入札に参加させないというやり方をとっているわけです。これは大変画期的なやり方で、私は大変よい進んだやり方だと思っています。

しかし、それはそうなのだが、実際問題として地域の業者などから社会保険負担しながらやるのは大変苦しいという話も聞こえてくるわけです。そこでお伺いいたします、この道路維持費で入札なんかするのですが、130万円以上は入札ということになるのですが、この道路維持費などで、その地域での本当に小さな業者などに対してもその入札などがなされているかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる入札の要件として、その設計金額によりまして、A、B、Cランクづけに分けてございます。C級ですと500万円以下という基準がございますけれども、これ21年度の実績でございますけれども、全部で28件、地域対象の工事が28件執行されてございます。22年度につきましては、きょう現在まで3件の執行がなされてございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） もう一つなのですが、地域の業者にもいわゆる入れないと、そういうふうな零細の業者に対して130万円以下であれば随意契約ということで、町のほうでやっていると思うのですが、この随意契約もそれぞれの業者に対して均等に割当たる

ようにやっているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの件にお答えいたします。

130万円以下については、随意契約と町自治法施行令、または町の財務規則でそういうふうになってございます。ただ、随意契約でございますので、その発注となる各担当課がそれなりに配慮しながら発注をされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 10番。

○10番（原子 孝君） 24ページ、17節、この間の委員会、私用でたまたま欠席したものですから、隣に常任委員会の委員長がいますので聞きましたけれども、ちょっとわからないようなので、駐車場用地これ利用目的は何でしょうか、まず、そこからお尋ねします。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

この土地購入費駐車場ですが、北側の小さいところの西側に位置する駐車場、町の無料駐車場として供用するところでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 10番。

○10番（原子 孝君） そうであるならば、駐車場用地が想定される駐車する車が多いということで、増設ということですか。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

大変答弁がまずくて申しわけございませんが、当初から予定してございましたが、駅舎建設と鉄道敷地分を最初に鉄道運輸機構のほうから先行取得し、そこにもともとの地権者がいるわけですが、大きい地番1筆分を運輸機構で分筆をし、それ鉄道敷地分を鉄道運輸機構の財産にするわけですが、あと北側と南側については、土地区画整理事業の残った部分を地権者の仮換地で地権者にお返しするという事で、便法上その全体を鉄道運輸機構から先行取得していただいていると。ただ、その中身が非常にもともとの地権者が亡くなっておりまして、その相続の権利の関係で契約にまだ至れなかったという部分がございます、その部分の経費をまず予算からのせてございせんでした。いよいよ12月4日開業ということで、運輸機構さんのほうにお願いをしましたら、その土地自体を契約が滞りなくできる状況ができましたということで、それを最終的に町で取得し、駐車場用地に充てるということで、1,800万円の予算を計上させていただきました。説明が下手くそで大変申しわけないですが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） これは農林水産業費のことで、どうだということではないのですが、実は期待をしておったのですが、予算に全然計上されていないので、町長はどういう作戦でこれで乗り越えていくのかなと思うところがあるものですから、お尋ねしたいのですが、御承知のように物産館オープンしたわけですが、当日セレモニーをやっているときに天候が悪くて雨降りだったりしたものですから、建物を建てた結果のいろいろなところが出てきたという経緯があって、いわゆる工事は完了しておるわけですから、工事のことではなくて、いわゆる施行した後のそういったさまざま、もろもろのものについて、例えば雨水が途中で分断されて、その排水がどこへつながるのかとか、でこぼこがあるのか、例えば正面の入り口のところに3段ばかりの階段があるのですが、しかし、体の悪い人にとっては、車いすを利用する方にとってはやっぱりスロープが必要だとか、実際は後ろにあるのですが、大型のバスがどうしても正面の入り口のところにとまってくるのだと、とまってお客さんをおろすのだと、こういうことになるものですから、当方で思ったような施設、設備をちゃんときちっとしているのですけれども、そこではない現実の利用者側の停車の仕方等によって、そういうもろもろの附帯設備というのですか、附帯施設が必要になってくるところを、町長さん自体はもう何回も歩いたり、こぼまずいな、こうしなければいけないなというようなことはたくさんあっているわけですから、私は、これは今回の補正の予算にそういったことが出てくるのではないかと、今思っていたのですが、まるっきりのってないわけです。6月ですから、もう9月というとまた何やかんやで忙しくなる、さあ、今度は新幹線の12月4日のことやなんかでもう大変なことになると思うのですので、確かに一部業者の方に協力をいただいたり、あるいはそういうこともあるかもしれませんが、余りそういうことを業者にぶら下がったり、おんぶされたりしないで、やっぱり当方できちんと計上するものは、これこれが落ちてたんだということで私はいいのではないかと思いますよ。

特に、正面の裏側のほう、いわゆる浄化槽やなんかでマンホールのかぶりについて、傾斜地になっているところがあって、そこが舗装になっていないし、冬期間は通るなどいっても、あそこは人が通るわけですから、舗装して手すりぐらいをつけないと、あれまた滑らなくても落ちていけば、またけがのもとになるというふうなこと等もあるものですから、いっばいちょこちょこ手直し箇所があるところへ町長みずから歩いていきますから、よく覚えていてと思いますので、ぜひ早い機会に臨時議会の際でもいいわけですから、そして、やっぱりお客さんのニーズにこたえていくと、あきらまな話ばかりでなくて。

それから、建物から建物への移転する土地の雨だれが落ちるとかなんとかというのも、鉄板でちょっとU型につくって方向に流してやればできるとか、さまざまあると思いますので、ぜひそういうことで気を配ってほしいと思うのですが、その辺は町長、どういう作戦で行こうと思っているのですか、全部業者をお願いするというふうなことではないでしょう。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ほとんど現場見て、その辺わかってました。実は、例えばドア、奥が見えないと、設計ミス、あるいは施工のまずかった部分、そういったものについては直していただきました。例えば、ドアはこれは設計は何だと、見えないと人がぶつかったりということで、もう今完全に直っております。それから手すり、これもこれ当然必要だということで、手すりはすぐつきました。それからマンホール低いと、雨がたまっていると、あれは施工のミスでありますので上げてもらってアスファルトやったと。それから雨水の排水対策、これもやっけていただきました。それから、雨がちょうど隙間に落ちてくると、これも簡単なあれですから、これ当然こういったものはもう、いわゆる設計のほうの配慮がこれあってしかるべきだと思っていまして、当然設計屋にこれはもう話しして、こういうのは不備だよ、ミスだよということで大概是直してもらって、今は大体いい状況。

ただしスロープだけは正面につけるとちょっと邪魔になると、向かって右側、いわゆる南側にはあるのですよ。ですから、あのバスが来て、車いすで来た方については、これはもうどうしようもありません。そっちへ誘導してもらおうといひますか、いわゆるスロープということで矢印とか、そういったもので、そちらへちょっと右へ移動すればスロープがありますので、そこを利用してもらおうということにしていきたいと思ひます。

裏側ですけれども、これからまだいろいろな工事があります。というのは、浄化槽があります。下水が供用されましたので、今あれを全部くみ取りして、壊して、もう少し駐車場を広げると。その時点での残された舗装とか、そういったもののこれからやるということにしておひまして、まだ完全ではありませんよ、裏側については、これから必要な手すり等もこれはやるというふうにしておひます。

あとは、まだこれ気がつかない部分もあるかと思ひますが、一応そういうことで、大きい部分については当然これはこれからの補正ということになると思ひますが、今のところ小さい部分については大体直したというふうに思ひておひます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 確かにそういう配慮して、私もきのう行ってまた改めてまた見てきましたけれども、一部そのままできるところもありますし、途中まで直して、また1カ所か2カ所ぐらい外れているところもあるのですよ。そこまで私は十分な配慮してお客さんに対応していくべきだと思ひますし、特に八甲田おろしのところに正面の玄関があるというふうなことですから、冬期間においても1メートルや2メートルぐらい、あれ雪でもうがばっと入り口もなんもふさがれてしまうのではないかというふうなこと等もあるものですから、そういう対応。

それから、確かにスロープは後ろ側のほうにはついているわけですが、簡単に木である段のところのちよつと取り外しできるようにすれば、いわゆるつけてもいいのだけれども、冬場の除雪やなんかの関係でそういうのが非常に不便になるのですよね。邪魔になる

と思うものですから、もしかすれば木の台に2人か3人ぐらいでひょっと行って、かけて雪よけするときに外すとかというふうな方法等もあるのではないかというふうなこと等もあるものですから、少しくどのような話になって申しわけないのですが、できるだ早い機会にこれらも細かいものについては、どんどん消化をしていかないと本番やがて来るわけですから、そのときにはそんなところまで目が届かないと思いますので、ぜひそういう配慮をお願いをしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 答弁よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

昼食になりますが、続けますか。（「続行」と呼ぶ者あり）

それでは、続けます。

次に、24ページ、第10款1項2目事務費から、29ページ、13款2項8目肉用繁殖牛集団特別導入事業基金費までを発言を許します。

5番。

○5番（盛田恵津子君） 10款教育費2項小学校費のところの4目緑の文献改革調査事業費、この内容について御説明をお願いします。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） お答えいたします。

この4目緑の文献改革調査事業費は、東小学校総合学習ふるさと化実施にかかるものでございます。この内容について御説明いたします。

天間東小学校では、総合的な学習としてふるさと化を実施するものでございます。これは学校教育目標「かがやく子」具現化のための中心的な学習活動として、ふるさと化を始めるものでございます。

この学習では、教室で経験できない体験的な活動や、調査、探求活動を通して、低学年には、ふるさとを愛する心、中学年には、ふるさとから学ぶ心、高学年には、ふるさとを誇れる心を育成するとともに、二ツ森貝塚を活用した過去を学習する縄文学習、プール跡をビオトープに改修し自然観察に活用して、現在を学習するふるさと自然学習、リサイクル体験や環境家計簿など、実感を伴った活動できる自分たちのふるさとの未来を考えるエネルギー、エコ学習を通して自分も人も地球も心から大切にすること子供を育てることをねらいとしているものでございます。

この一連の学習を進めるためには、人的、物的、環境の整備、これは予算、人的な協力体制等でございますけれども、これらが必要でございます。このため総務省の地域資源を最大限に活用し、地域の持久力と創造力等を高める地域主権型社会への転換を実現するため、緑の文献改革を推進しているところでございますけれども、当該調査事業に応募したものでございます。

本事業は、採択を含めて1件当たり500万円の事業でございます。この事業に組みかえて予算計上したものでございまして、これが決定が6月中旬予定というふうなことでございます。本事業が不採択の場合は、すべて減額というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 5 番。

○5 番（盛田恵津子君） 大変結構な事業で、採択をされてよかったと思います。子供たちのためにもいい教育ができると思います。

そこで関連になりますけれども、プールなのですが、七戸小学校、七戸中学校のプール、現在はどのようになっているのか、それから今後どのように、一応壊す予定であるいはというふうには聞いておりますけれども、どのような計画になっているのか、よかったらお聞かせください。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） 大変申しわけございません。今、プールの件につきましては、私まだ把握していません。後で調べて御報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号平成 22 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 21 議案第 40 号

○議長（田中正樹君） 日程第 21 議案第 40 号平成 22 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４０号平成２２年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２２ 議案第４１号

○議長（田中正樹君） 日程第２２ 議案第４１号平成２２年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４１号平成２２年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２３ 議案第４２号

○議長（田中正樹君） 日程第２３ 議案第４２号平成２２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４２号平成２２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２４ 議案第４３号

○議長（田中正樹君） 日程第２４ 議案第４３号平成２２年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４３号平成２２年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２５ 議案第４４号

○議長（田中正樹君） 日程第２５ 議案第４４号平成２２年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号平成22年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第45号

○議長（田中正樹君） 日程第26 議案第45号平成22年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成22年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第46号

○議長（田中正樹君） 日程第27 議案第46号平成22年度七戸町水道事業会計補正

予算（第１号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４６号平成２２年度七戸町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２８ 諮問第１号

○議長（田中正樹君） 日程第２８ 諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論ありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第２９ 報告第１４号

○議長（田中正樹君） 日程第２９ 報告第１４号平成２１年度青森県上北郡七戸町一般

会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

以上で、報告第14号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

○日程第30 報告第15号

○議長(田中正樹君) 日程第30 報告第15号平成21年度七戸町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、報告第15号平成21年度七戸町土地開発公社収支決算の報告についてを終わります。

○日程第31 陳情第3号

○議長(田中正樹君) 日程第31 陳情第3号小川原湖流域からの負荷(栄養塩)軽減対策等の促進に関する陳情書を議題とします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

陳情第3号小川原湖流域からの負荷(栄養塩)軽減対策等の促進に関する陳情書については、資料配付といたします。

○日程第32 陳情第4号

○議長(田中正樹君) 日程第32 陳情第4号「後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

陳情第4号については、会議規則第92条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本件につきましては、去る平成20年9月定例会において、文教厚生常任委員会に付

託、審査の結果、同年１２月定例会委員長報告により、不採択すべきものと同趣旨の陳情内容となっており、不採択とすべきものであります。

お諮りします。

本件に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論は省略することに決定しました。

これより、本件について採決します。

陳情第４号については、不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第４号「後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、不採択とすることに決定いたしました。

○日程第３３ 陳情第５号及び日程第３４ 発議第３号

○議長（田中正樹君） 日程第３３ 陳情第５号アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する陳情書及び日程第３４ 発議第３号アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する意見書（案）の提出についての２件を一括議題とします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件２件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、本件２件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件２件について採決します。

陳情第５号は、採択とし、発議第３号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第５号アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する陳情書は採択とし、発議第３号アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃・緩和に反対する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第３５ 陳情第６号及び日程第３６ 発議第４号

○議長（田中正樹君） 日程第35 陳情第6号りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める陳情書及び日程第36 発議第4号りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書（案）の提出についての2件を一括議題とします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第6号は、採択とし、発議第4号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める陳情書は採択とし、発議第4号りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第37 議員派遣の件

○議長（田中正樹君） 日程第37 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、平成22年第2回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時25分

以上の会議録は、事務局長佐野 尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 22 年 6 月 11 日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員